

先帝コトナル御恙モ渡ラセ給ハヌニ押オロシ給ヒケルコソ淺マシケレ、依テ一院○鳥新院父子ノ御中快カラズトゾ聞エシ、誠ニ御心ナラズ御位ヲサラセ給ヘリ、

〔増鏡おざるの下〕永治のむかし、鳥羽の法皇玄ゆどく院の御心もゆかぬにおろし聞えて、近衛院をすゑたてまつり給ひし時は、御門○崇いみ玄う玄ぶらせ給ひて、その夜になるまで、勅使をたびぐたてまゐらせ給ひて、内侍所けんじなせをもわたしかねさせ給へりしがし、さてその御いきせほりのすゑにてこそ、はうげんのみだれもひきいで給へりし、

〔神皇正統記六條〕諱は順仁、二條の太子○略申天下を治め給ふ事三年、上皇○白河世を玄らせ給ひしは、二條の御門本より心よからぬ御事なりしゆゑにや、いつしか讓國の事ありき、御元服なせもなくて、十三歳にて、世をはやくしましく、

〔續世繼花園の句ひ〕世をたもたせ給事、三年にやおはしますらむ○六一院○後おぼしめしおきつる事にて、どうぐう○高倉に位をゆづり奉りて、まだおさなくおはしますに、太上天皇と申もいとやんごとなし、

〔玉海〕仁安三年二月十六日己酉亥刻許或人告送云、來十九日可有讓位事○六於閑院可有其事云云、十七日庚戌未刻許參東宮相合女房談讓位事等、昨日俄出來事云々、上皇○白河有思召事御出歟且因之令急給、

○按ズルニ此文ニ依レバ、後白河上皇將ニ出家セントシテ、六條天皇ノ御讓位ヲ急ニセラレシモノ、如シ、

〔増鏡おざるの下〕承元二年になりぬ、十二月廿五日、二の宮○順御かうぶりし給ふ、修明門院○重の御はらなり、この御子を、院○鳥羽かぎりなくかなしき物に思ひ聞えさせ給へれば、にくきよらをつくし、いつくしうもてかしづきたてまつり給事なのめならず、つひにおなじ四年十一月